

## 箕面市木造住宅等の耐震対策に関する協定書

箕面市（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、箕面市内に存在する民間の木造その他の構造の住宅等（第4条第1項の補助金の対象になるものをいう。以下「木造住宅等」という。）の耐震診断、耐震改修設計（耐震改修計画の策定を含む。以下同じ。）及び耐震改修工事による耐震対策（第4条第1項の補助金の対象になるものをいう。以下「耐震対策」という。）の促進に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、安全なまちづくりの実現をめざし、箕面市内に存在する木造住宅等の耐震対策の一層の促進を図るため、甲乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（耐震対策の業務等）

第2条 乙は、木造住宅等の耐震対策を検討する市民の求めに応じて、当該木造住宅等の耐震対策に関する相談を受けるほか、市民との契約に基づき耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修工事を一貫して行うものとする。

（耐震診断費用）

第3条 乙は、木造住宅等のうち木造一戸建て住宅の耐震診断に係る費用を箕面市既存民間建築物耐震診断費補助限度額である5万円以下とする。

2 建築物の規模、診断方法等により耐震診断費用が5万円を超える場合は、甲に早急に連絡し協議を行うこととする。

（補助金の申請手続の代行）

第4条 乙は、市民が行う甲の木造住宅等の耐震化促進に関する補助制度による補助金の交付申請の手続（以下「補助手続」という。）を、正当な理由により乙が補助手続の代行ができない場合を除き、全て代行するものとする。

2 乙は、前項の補助手続の代行に関しては、無償で行うものとする。

3 乙は、補助手続を遺漏なく行い、乙の過失により補助金が交付されなかったときは、その損害を賠償するものとする。

（市民の意向の尊重等）

第5条 乙は、耐震対策の業務及び補助手続の代行を行うに当たっては、市民の意向を尊重し、その契約を誠実に履行しなければならない。

（甲のサポート）

第6条 甲は、乙が行う耐震対策の業務及び補助手続の代行に関し、市民からの苦情に適切に対応するものとする。

2 前項の苦情の内容により甲が必要と認めるときは、甲は、乙に対して、適切に対応するよう指導し、又は助言することができる。この場合において、乙は、誠実に対応しなければならない。

（情報の提供）

第7条 甲及び乙は、必要な情報がある場合においては相互に連絡するものとする。

2 甲は、第4条第1項に規定する補助制度、木造住宅等の耐震基準等に変更があった場合は、速やかに乙にその内容を連絡するものとする。

（公表）

第8条 甲は、第1条に掲げる趣旨に賛同し、甲と協定を締結した事業者を、甲の広報紙及びホームページへの掲載その他の方法により積極的に公表するものとする。

（広告）

第9条 乙は、本協定を締結した事業者であることについて広告する場合においては、その内容

が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(乙のあっせん)

第10条 第2条の規定にかかわらず、乙が業務繁忙その他の事由により自ら当該木造住宅等の耐震対策の一部又は全部の業務を実施することができない場合は、乙は、市民の希望に応じて当該業務を行う能力を有する他の事業者を乙の責任によりあっせんするものとする。

2 前項の規定によりあっせんされた事業者と市民との間において、万一、紛議が生じた場合は、乙はその解決に向けて誠実に対応しなければならない。

(廃業の連絡等)

第11条 乙は、建築士事務所の閉鎖、建設業の廃業その他の事由により甲に対して本協定の解除を申し入れる場合又は本市域内に本店若しくは営業所を有しなくなった場合は、速やかに甲にその旨を文書で連絡するものとする。

(協定の途中解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙との協定を解除することができる。

一 乙が公序良俗に反し、又は市民に著しい不利益を与えた場合

二 乙が法令又は本協定書の規定に違反した場合

三 乙が虚偽又は不正の事実によって協定を締結した場合

四 甲が乙から前条の連絡を受けた場合

五 前号に規定するもののほか、乙が前条の連絡を要する場になったことを甲が認知した場合

六 前各号に規定するもののほか、乙の責に帰する相当の理由があり本協定を解除することが妥当であると甲が認めた場合

2 乙は、やむをえない理由により甲に対して本協定の解除を文書で申し入れたときは、甲との協定を解除することができる。

3 前2項の規定により協定が解除された場合であっても、乙と市民との耐震対策の業務及び補助手続きの代行の契約が継続しているときは、この協定の条項は、なお効力を有する。

4 甲は、協定を解除したときは、その旨を公表するものとする。

(協定の有効期間等)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

2 この協定の有効期間満了の日の1月前までに甲又は乙から解除の申し出がないときは、同一の内容をもってさらに1年間自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

3 前2項の規定にかかわらずこの協定に関する事業の市の予算が成立しない年度にあたっては、この協定は効力を生じない。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議してその都度決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年(2014年) 月 日

甲 大阪府箕面市西小路四丁目6番1号  
箕面市長 倉田哲郎 印

乙

印